

【伊予市プレミアム付商品券発行事業】

取扱店舗 募集要項

(マニュアル)

本要項は、伊予市プレミアム付商品券発行事業の取扱店舗として登録するための要件、遵守事項、不正行為への対応等を定めるものです。

本要項に違反し、不正行為が判明した場合は、取扱店舗の公表、法的措置や警察への通告などの措置を行います。

伊 予 商 工 会 議 所

双 海 中 山 商 工 会

＝ 令和6年4月 ＝

◆事業の趣旨

燃料高・物価高騰による市内の個人消費への影響を緩和し、市民による市域内での消費活動を促し、地域経済の活性化を図るため、「伊予市プレミアム付商品券」を発行します。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名 称 伊予市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 伊予市
- (3) 発 行 額 総額1億3,000万円（プレミア率30%含む）
- (4) 発 行 内 容 総数2万セット「1セット500円券×13枚
(共通券9枚+限定券4枚) = 6,500円」
 - 共通券（市内の全ての取扱店舗で使える商品券）
 - 限定券（大型店を除く市内の取扱店舗で使える商品券）
※大型店とは店舗面積が1,000㎡を超える店舗
- (5) 販 売 価 格 1セット5,000円で販売
- (6) 購 入 限 度 1人4セットまで
- (7) 購 入 対 象 者 伊予市内に在住・在学・在勤している者
- (8) 利 用 期 間 令和6年6月8日（土）～令和6年11月30日（土）
- (9) 換 金 期 間 令和6年6月17日（月）～令和6年12月13日（金）
- (10) 販 売 方 法 伊予地域、双海地域、中山地域に販売窓口を設置
- (11) 地 域 別 部 数 伊予地域 1万6,500セット
双海地域 2,000セット
中山地域 1,500セット
- (12) 取 扱 店 舗 伊予市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

2. 商品券取り扱い遵守事項

- 商品券は、市内全ての商品券取扱店舗で利用可能です。
- 取扱店舗の経営者、家族、従業員が商品券を購入し、自店で換金することはできません。
- 商品券は物品の販売又はサービス（役務）の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券額面以下の利用の場合であってもおつりはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

3. 商品券の利用対象にならないもの

下記のとおり消費にあたらぬものや換金性のあるものは取引できません。

- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 税金、振込手数料、公共料金等（電気・ガス・水道料金等）への支払い
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等への支払い
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令による保険診療、介護保険サービスに関する費用
- 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買
- やむを得ない理由により取扱店舗が取扱いを不可としたもの
- 本事業の趣旨にそぐわないもの

4. 取扱店舗参加資格

参加資格は、下記①・②の両方を満たす事業者とします。

- ①伊予市内に事業所、店舗等を有する事業者
- ②伊予商工会議所または双海中山商工会の会員事業者

※商品券の利用は、伊予市内の店舗等に限ります。

なお、非会員の事業者が取扱店舗になることを希望する場合は、伊予商工会議所または双海中山商工会の会員資格を有した後、取扱店舗登録の手続きを行います。

その場合、商品券の販売前に配布するチラシに取扱店名が掲載されない場合があります、ホームページへの掲載のみとなります。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条（第1項1～3号を除く）、愛媛県暴力団排除推進条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第1項第1号及び第2号に該当するもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③上記3.「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④伊予市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び

- 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑪その他、伊予市、伊予商工会議所及び双海中山商工会が適当と認めない店舗

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②消費者が利用する商品券について、以下の場合は商品券の受け取りを拒否してください。
- ・偽造された商品券と判別できるもの（透かし加工がない、色合いが明らかに違う等）
 - ・商品券裏面に店舗名等の押印があるもの
 - ・他の事業や市町で発行されたもの 等
- ③偽造された商品券が使用された場合は、警察へ通知のうえ、伊予商工会議所へご報告ください。また、偽造券は換金できないため、確認用として配布する「商品券見本」は、商品券を取り扱う全ての方に周知する等し偽造券使用防止に万全を期してください。
- ④商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名等を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- ⑤登録された店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥商品券の交換及び売買は行わないでください。
- 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

6. 申し込みについて

（1）申込方法

店舗所在地の伊予商工会議所または双海中山商工会で登録手続きを行っています。

この「募集要項」に同意のうえ、伊予商工会議所または双海中山商工会に備え付けの「取扱店舗登録申請書」・「誓約書」に必要事項を記入のうえ申請してください。

(※申請書等の様式は、伊予商工会議所ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。 <http://www.iyocci.jp/premium/>)

申請時には、次のものが必要となります。

- ・通帳のコピーなど、金融機関の口座番号、口座名義の分かる書類（入金指定口座となります。）

※大型店やチェーン店は支店など各店舗ごとに申請してください。

※大型店にテナントとして入居している場合、テナントごとに申請してください。

(2) 募集期間

令和6年4月22日(月)～5月10日(金)午後5時まで(必着)

なお、締切日以降も受付可能ですが、取扱店舗の紹介はホームページ掲載のみとなります。

(3) 取扱店舗登録料

登録料は無料とします。

(※経営する店舗が複数ある者の場合は、全店舗が同業種であれば、全店舗を一つの会員事業所と見なして、登録料は無料とします。)

(4) 取扱店舗の選定

「取扱店舗登録申請書」をその場で審査し、取扱店舗として登録します。

登録次第、「取扱店舗登録証」、「換金申請書」、「ステッカー」、「ポスター」等をお渡しします。「商品券見本」は後日お渡しします。

7. 本要項に違反し、又は違反のおそれがある場合の対応等

本要項に違反し、又は違反のおそれがある場合は、下記の対応を行います。

- ・取扱店舗資格を取り消す。
- ・商品券の換金を行わない。
- ・不正事案（店舗名、所在地、代表者名、不正の内容等）を公表する。
- ・法的措置や警察への通告など必要な措置を行う。
- ・損害金の発生が生じた際は請求を行う。

8. 換金について

(1) 換金手数料

換金手数料は無料とします。

伊予商工会議所または双海中山商工会へ「使用済み商品券・取扱店舗登録証・換金申請書」を添えてお申込みください。

換金は口座振込みにて、毎週月曜日換金申請締切、木曜日頃にお支払いします。

(受付窓口で現金と交換することはできません。)

- ・換金時間は9：00～16：00まで（土日祝日は休み）
- ・換金請求期間は、令和6年6月17日(月)～令和6年12月13日(金)

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・「商品券の使えるお店」として、店舗の名称、電話番号、業種等をパンフレットや、伊予商工会議所または双海中山商工会のホームページなどで広報します。

【問合せ先】

団 体 名	郵便番号	所 在 地	TEL
伊 予 商 工 会 議 所	799-3111	伊予市下吾川 1512-6	089-982-0334
双海中山商工会（本所）	791-3205	伊予市中山町中山丑 285-1	089-967-0197
双海中山商工会（支所）	799-3202	伊予市双海町上灘甲 5821-6	089-986-1231